

連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2022年11月15日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	法制度に係る各種調査
対象国及び類似地域	ベトナム及び東南アジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし。但し、COVID-19ワクチン接種証明がないと日本帰国時に隔離期間を設けられますので接種を推奨します(2022年10月時点)。

6. 業務の背景

ベトナムは1992年以降平均6%を超える急速な経済成長を遂げており、これに伴い、急激な都市人口の増加、都市圏の拡大による乱開発も招いている。都市圏の拡大と比較して、下水道・都市排水に関するインフラ整備は十分に進んでおらず、下水道未接続家屋の増加等が原因と考えられる深刻な環境汚染や大雨による浸水が問題となっており、これらの対策が急務となっている。ベトナム国建設省(以下、MOC)によると、ベトナムの下水道普及率は、都市部では15%程

度、地方ではそれ以下とされており、ベトナム政府は2025年までに都市部の下水道普及率50%、2050年までに同100%を達成することを国家目標として掲げ、都市部のみならず地方都市を含めて積極的に下水道整備を行っていくとしている（2016年首相決定589号）。

ベトナムの下水道事業は政令80号（2014年）に基づき実施されており、同令は排水・汚水処理に関する政令88号（2007年）を基に、MOCが所管する都市計画法と建設法、天然資源環境省が所管する環境保護法と水資源法、計画投資省が所管する計画法など、少なくとも5つの法を根拠として改正され、下水道への接続義務や下水道料金に関する規定等、下水道事業を実施する上で必要な基本要件が定められている。一方、同令には罰則規定がないため遵守が義務とはなっておらず、また、下水道事業を実施する上で、政令80号の根拠としている法律に紐づく様々な関連規定からの影響を受けることになる。さらに、世界銀行、アジア開発銀行、GIZといったドナーによる下水道整備や処理施設の建設も多く、国家技術基準の多くはそれらドナーの技術的規則・基準に準じているものの、先進国の基準であるため、実情と合っておらずメンテナンスも容易ではない等、下水道事業を促進する上での障壁となっている。今後も高い経済成長率や都市人口の増加等が続くことが見込まれているベトナムにおいて更なる環境汚染や浸水被害を防ぐためにも、持続可能な下水道事業を円滑かつ効率的に推進するために一元的な法体系の整理が求められている。

この度、政府決議No.99/NQ-CP（2021年8月）による2021-2025年までの政府のアクションプラン実現に向け、MOCは2024年までに下水道法を整備するとしている。持続可能な下水道事業を促進すべく、同法には家屋接続、下水道料金の設定・徴収、施設管理に係るマネジメント、処理水の再利用、汚泥処理等に係る事項を網羅したいとしている。本事業は、下水道法整備とともに、さらにこれを基に、下水道事業実施機関である地方政府における条例整備及び下水道接続の促進、料金徴収といった管理能力強化を行うことで包括的な下水道事業実施体制を整えるため、日本の知見・経験を活かしつつ支援するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022年11月下旬～2022年12月下旬を予定）
- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ベトナム側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成・送付する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。可能な限り現地調査前に回答を回収し、事前検討できるよう方法・時期を工夫すること。
 - ② 担当分野に係る詳細計画策定調査計画・方針案を検討する。
 - ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案（和・英）、PO（Plan of Operations）案（和・英）の担当分野関連部分を検討する。
 - ④ 調査団の打合せ及び対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2022年12月下旬～2023年1月中旬を予定）
- ① JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
 - ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 下水道事業に係る関係機関の業務分担、実施体制及び課題
 - イ) 本プロジェクトに係る予算措置及び実施体制
 - ウ) 下水道法策定の目的・意義及び法整備に係る進捗状況
 - ④ 法的枠組み及び管理の構築に係る支援内容を検討する。具体的には以下のとおり。
 - ア) ベトナム側下水道業務従事者とも協議し、持続可能な下水道事業を実施する視点から、ベトナム及び実施機関の実情に合致した支援内容を検討する。
 - イ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制（関連する組織、分野別能力・人数）の案を提案する。
 - ⑤ 担当分野に係るPDM案（和・英）、PO案（和・英）、M/M案（英）の作成に協力する。
 - ⑥ 担当分野に係る現地調査結果をJICA ベトナム事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2023年1月中旬～2023年2月中旬を予定）
- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
 - ② PDM案、PO案、R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。
 - ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成すると共に、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。
- ⑤ 担当分野に係るプロジェクトの要素（期間、投入、機材、実施手法、規模、外部条件及び留意点等）について検討する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2023 年 2 月 28 日（火）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

- (1) 留意点は以下のとおりです。航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ハノイを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 12 月 27 日～2023 年 1 月 17 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 下水道法制度・規格 (本コンサルタント)
- エ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：あり。日程一部に英語⇄ベトナム語の通訳を提供予定。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA のウェブサイトで公開されています。・ベトナム「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ 2」：ベトナム六法概要

<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/index.html>

- ・ベトナム「下水道計画・実施能力強化支援プロジェクト」：報告書

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1500378/index.html>

- ・カンボジア「プノンペン都庁及び公共事業・運輸省下水管理能力強化プロジェクト」：報告書

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1700742/index.html>

- ・ベトナム「流域水環境管理能力向上プロジェクト」：報告書

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1001253/index.html>

- ・インド「下水道施設設計・維持管理マニュアル策定計画調査」：報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12023362.pdf>

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12185385.pdf>

※なお、ベトナムにおける汚水および排水管理に関する基礎情報収集・確認調査が平行して行われており、11月上旬を目途に中間報告書を共有する予定です。

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具

体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上